

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【公表番号】特表2012-526877(P2012-526877A)

【公表日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-045

【出願番号】特願2012-510239(P2012-510239)

【国際特許分類】

C 08 L 101/14 (2006.01)

A 61 F 13/15 (2006.01)

A 61 F 13/49 (2006.01)

A 61 F 13/53 (2006.01)

C 08 L 89/00 (2006.01)

C 08 F 8/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/14

A 41 B 13/02 N

A 41 B 13/02 D

C 08 L 89/00

C 08 F 8/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月7日(2013.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸水性ポリマー粒子及び少なくとも1のオキシダーゼを含む匂い抑制組成物であって、実質的にペルオキシダーゼ不含であるか、又は、前記組成物のペルオキシダーゼ比触媒活性が $0.001\text{ }\mu\text{m}\text{o}\text{l}\text{ 基質 }g^{-1}\cdot\text{分}^{-1}$ より少ない組成物。

【請求項2】

前記オキシダーゼの基質を含むことを特徴とする請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記オキシダーゼがグルコースオキシダーゼであることを特徴とする請求項1又は2記載の組成物。

【請求項4】

前記オキシダーゼがグルコースオキシダーゼであり、前記組成物がグルコースを含むことを特徴とする請求項1から3のいずれか1項記載の組成物。

【請求項5】

前記組成物のオキシダーゼ比触媒活性が $0.01\sim1000\text{ }\mu\text{m}\text{o}\text{l}\text{ 基質 }g^{-1}\cdot\text{分}^{-1}$ であることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項記載の組成物。

【請求項6】

少なくとも90質量%の吸水性ポリマー粒子を含むことを特徴とする請求項1から5のいずれか1項記載の組成物。

【請求項7】

前記吸水性ポリマー粒子が、少なくとも50質量%重合したアクリル酸を含むことを特

徴とする請求項 1 から 6 のいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 8】

前記吸水性ポリマー粒子が表面後架橋していることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 9】

吸水性ポリマー粒子が少なくとも 15 g / g の遠心保持容量を有することを特徴とする請求項 1 から 8 までのいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 10】

以下の工程の少なくとも 1 つ

i) 少なくとも 1 のオキシダーゼを吸水性ポリマー粒子及び任意に前記オキシダーゼの基質と一緒に混合する工程、及び / 又は、

i i) 少なくとも 1 のオキシダーゼ及び任意に前記オキシダーゼの基質を吸水性ポリマー粒子と一緒に粉碎する工程、及び / 又は、

i i i) 少なくとも 1 のオキシダーゼ及び任意に前記オキシダーゼの基質を吸水性ポリマー粒子に吹付ける工程、及び

i v) 任意に、 i) 、 i i) 及び / 又は i i i) により得られた組成物を更なる吸水性ポリマー粒子と一緒に混合する工程

を実施することを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に定義した組成物の製造方法。

【請求項 11】

請求項 1 から 9 のいずれか 1 項記載の組成物少なくとも 1 つを含む衛生用品。

【請求項 12】

吸水性ポリマー粒子、少なくとも 1 のオキシダーゼ及び前記オキシダーゼの基質を含む衛生用品であって、前記オキシダーゼが実質的にペルオキシダーゼ不含であるか、又は、前記オキシダーゼのペルオキシダーゼ比触媒活性が $0.001 \mu\text{mol}$ 基質 $\text{g}^{-1} \cdot \text{分}^{-1}$ より少ない衛生用品。

【請求項 13】

前記オキシダーゼがグルコースオキシダーゼであり、かつ、前記基質がグルコースであることを特徴とする請求項 1 2 記載の衛生用品。

【請求項 14】

前記吸水性ポリマー粒子が少なくとも 15 g / g の遠心保持容量を有することを特徴とする請求項 1 2 又は 1 3 記載の衛生用品。

【請求項 15】

衛生用品が、婦人衛生のための物品、軽度及び重度の失禁のための物品又は小動物用床材であることを特徴とする請求項 1 1 から 1 4 のいずれか 1 項記載の衛生物品。